

平成30年第5回農業委員会総会議事録

平成30年5月11日（金）第5回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 14人

会長	18番	逸見 力士				
2番		清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
5番		谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
8番		(欠員)	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
11番		藤本 彰	12番	山田 條一		
14番		奥山 亮			16番	藤澤 和利
17番		仲田 清志				

推進委員 10人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 3人

1番	谷岡 收藏	13番	小田 正廣	15番	橋本 澄男
----	-------	-----	-------	-----	-------

議事	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第23号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第24号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について
	議案第25号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	法務局照会について
	期間変更届について
	完了届について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹
	主査	西川 康裕

(開会時刻 午前9時30分)

藤井次長	<p>委員の皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第5回総会を開催致します。 本日の出席は24名、欠席は1番谷岡代理、13番小田委員、15番橋本委員です。 それでは逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。 (中略) 本日もよろしくお願い致します。</p>
藤井次長	<p>続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は11番藤本委員に先導をお願い致します。</p>
藤本委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井次長	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、5番谷川内委員、6番倉脇委員をお願い致します。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>本日の議案につきましては現地調査を4月26日に行いました。3条が5件です。 1番ですが申請地は大佐大井野の田畑6筆、贈与により所有権移転をするというものです。作物は水稻・野菜、作業従事者は3名となっております。3条2項各号の該当状況ですが、1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われます。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号信託でもない為該当致しません。4号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、家族間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ</p>

	<p>総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また親族間の所有権移転の為、農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>5月10日に山田委員、後藤推進委員と現地調査いたしました。場所は 大佐ダムから大佐日野線を北に5km行くと赤松という集落があり、赤松橋を渡り左側にあります。親子間の贈与であり問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第22号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて2番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが大佐布瀬の田畑6筆、贈与による所有権移転をするというものです。作物は水稻・野菜、作業従事者は3名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えています。7号の地域調和ですが、父から子への家族間贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号に致しましても該当しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているので農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>5月10日で後藤委員、久保木委員と現地を確認しました。場所は布瀬地内で旧布瀬小学校から県道北房線を北に約300m行ったところ</p>

	<p>に2筆、さらに400m行ったところに1筆、そして譲渡人の家の裏に2筆、800m行ったところに1筆です。譲受人は南部で退職の1年後に帰ってくるそうです。今までは農業をしに帰ってきていたそうです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第22号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて3番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番ですが哲多町矢戸の田1筆、売買による所有権移転です。作物は水稲、作業従事者は2名、価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、譲渡人が施設に入所しており耕作できず、耕作者に売買するというものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥山委員	<p>5月8日、川上委員、鈴江委員で現地を確認しました。場所は県道新見成羽線を西に向かい、高梁市との境界であります。事務局の説明通り、これまでも譲受人が耕作されておりましたので問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>残りの面積の63●●㎡はどうされるのですか。</p>

奥山委員	確認しておりません。
会 長	あとで確認して下さい。他にご意見等ございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ほかにご意見等ございませんので、議案第 2 2 号 3 番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて 4 番の事務局の説明をお願いします。
小川局長	4 番ですが哲西町八鳥の田 2 筆、売買による所有権移転です。作物は水稲、作業従事者は 1 名、売買価格は記載の通りです。3 条 2 項各号の該当状況ですが、5 号の下限面積ですが当該地区の 2 0 a を超えているので該当致しません。7 号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作できないため隣接農地の耕作者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1 号から 4 号、6 号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法 3 条 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
谷川内委員	確認日は 5 月 8 日に奥津委員、三上委員の 3 名で確認しました。場所は新見市哲西町中央団地を東に 1 0 0 m のところに綺麗に整備された水田の 2 区画です。譲受人は以前から耕作されておりましたが、登記上の名義変更の為、売買で移転するものです。先程、質問されたように少し面積が残るのは畑が残り、水田のみを売買で購入されるものです。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ないようですので、議案第 2 2 号 4 番に賛成の方は挙手をお願い致しま

	す。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて、議案第22号5番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	5番ですが哲西町矢田の畑2筆、売買による所有権移転です。作物は野菜・栗、作業従事者は1名、売買価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、隣接農地の耕作者の要望で売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号にも該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため、農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
三上委員	5月8日に谷川内委員、奥津委員で現地を確認しました。場所は国道182号線 JR 矢神駅を旧道に北へ約300mに行ったところに譲受人、譲渡人の住居があり、譲受人の住居のすぐ裏にこの2筆の畑がありました。中国栗の剪定や草刈り等の手入れがしてあります。譲受人はやや高齢ですが、非常に壮健であります。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ないようですので、議案第22号5番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします

西川主査	<p>今回、新規の貸し付けが15件出ております。 (議案第23号1番～15番を資料により朗読説明) 新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明を終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願い致します。</p>
長岡委員	<p>1番の確認日は5月7日で清原委員と行いました。場所は草間から大佐に抜ける広域農道があります。広域農道を大佐方面に走ると紙屋と赤馬という集落があり、赤馬という集落から大佐方面に約1kmいったところの右側にあります圃場です。大佐側から豊永方面に3km行きますと左側と言った方がわかりやすいと思います。既に田植えが済んでおります。この契約は、知人を通じて3年前に耕作の話があったんですが、その当時はちょっと今出来ないのだから3年ほど待ってくださいということで、3年が経過したのでこの契約をした、ということでもあります。</p>
泉委員	<p>借受人は私と同級生でありまして、友人であります。最初は貸付人の方から耕作を止めますということであがりましてけれども(以前の総会で報告された利用権設定中途解約のこと)、その田んぼをどうかしてほしいということで借受人の方に依頼がありました。借受人は、私が推進委員ということを知ってしまして、どうしたらいいか相談を受けまして、借受人の田んぼが近くにあるものですから借り受けたらどうですか、ということをお話をさせていただきました。5月9日に眞壁委員と現地を確認しました。既に植える準備が整っている状況であります。農機具の所有はトラクター3台、コンバインがあります。</p>
後藤委員	<p>3番の場所はJA大佐支所の裏です。4番は●●ライスセンター付近ですが6●●番1、6●●番は永富ではなく小南です。5番は(4番の)子どもさん名義になります。3番から5番、確認日は5月10日に久保木委員、山田委員と行いました。</p>
井上委員	<p>6番の確認日は5月8日で仲田委員と現地確認を行いました。場所は九の坂トンネル抜けて600m縦貫沿いの田んぼです。7番も5月8日に仲田委員と確認しました。場所は神郷支局から1km離れた縦貫沿いの川を挟んだ場所です。8番は5月8日に橋本委員と確認しました。場所は新見多里線の県境手前のバス停の最終停車場所付近です。</p>
鈴江委員	<p>9番は5月8日に奥山委員、川上委員と現地確認しました。場所は哲多</p>

	<p>総合センターから哲西方面に12km行ったところです。貸付人が耕作できないため、借受人に作ってもらうということです。10番も5月8日に奥山委員、川上委員と現地確認しました。場所は哲多総合センターから哲西方面に7km行ったところです。貸付人が高齢の為、耕作できず、借受人に作ってもらうということです。11番も5月8日に奥山委員、川上委員と現地確認しました。場所は哲多ビンヤード付近でぶどうを作っておられます。貸付人が大阪に帰られるということで、借受人が作られるということです。</p>
奥津委員	<p>12番から15番は5月8日に谷川内委員、三上委員と現地を確認しました。12番の場所は国道182号を東城方面へ行って県境手前500mのところを左へ曲がりまして市営バスの停留所が一番奥へあるんですが、その手前100mぐらいのところの市道の左側と家の周りにあります。もう田植えをしていました。問題ないと思います。13番は国道182号と野馳駅の間です。代掻きをした状態でありました。14番は大野部の野原から哲多町に行く旧町境手前500mの県道の右側です。田植えをしてありました。15番は鯉が窪へ行く道の付近にペンションがあり、その周りです。リンドウを植える準備をしていました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第23号新規に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。 続いて再設定について事務局の説明をお願い致します。</p>
西川主査	<p>再設定が10件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
関係地区委員	<p>(ありません)</p>

会 長	<p>補足説明ございませんので、再設定についてご意見、ご質問ありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第23号再設定に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。</p> <p>続いて議案第24号農地の権利移動を認める別段の面積設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>これは、昨年度、農政部会で協議を行い、平成30年1月開催の第1回委員会において承認された、空き家に付随する農地について下限面積を引き下げるもの、新見市においては0.1a(10㎡)以上の経営面積があれば、農地の取得が可能になるものです。</p> <p>手続きの流れは、まず「別段面積及び区域の指定申請書」の提出を農業委員会で受けます。そして現地確認の後、総会で適否を決定します。決定いたしましたら該当農地が指定された旨を公示し、所有者に結果通知します。そこで初めて農地法第3条申請の提出が可能になる、というものです。</p> <p>この度、上熊谷の畑1筆について、別段面積の指定申請書の提出を受けました。これは空き家バンクに登録されていた物件で、この度他市からの転入者を受け入れるものです。ここで別段の面積の設定が決定しましたら、農地法第3条申請が提出されます。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。</p>
小西委員	<p>5月9日現地確認を谷岡委員といたしました。場所は県道新見勝山線の上熊谷土居橋から旧道の方へ250mくらい入って、姫新線の踏切を渡った所にあります。事務局の説明のとおりで問題はないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
久保木委員	<p>既に家に入られているのですか。</p>

小西委員	ここはまだ入ってないです。
久保木委員	買う予定ですか。
小西委員	そのような話です。
久保木委員	家を買われてからの許可になるんじゃないですか。ここで農地の許可を出して、家を買わない、ということになったら...
西川主査	この件については、売買契約を既にされています。 あとこの手続きなんですけれども、空き家バンクに登録した時点で別段面積の指定申請書の提出も可能です。空き家の買い手が見つかる前でも別段面積の設定をしておけば、売買の希望があった時にスムーズに手続きが進みますので、あらかじめ設定をしておくといった手続きも可能です。
久保木委員	空き家につけて登録してあるのですか。
会 長	もちろん空き家というのが前提ですから。 これが設定されてから3条の申請をするわけですから。 他にご意見ご質問ございませんか (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第24号に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。 続いて議案第25号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回現況証明願が2件出ています。 1番、申請地は井倉の地目田、現況地目雑種地です。平成9年頃から電柱置き場になっているということです。 2番、申請地は菅生の地目田、現況が宅地と公衆用道路です。平成14年頃から耕作されておらず宅地になっている筆が1筆と、平成元年頃から公衆用道路となっている筆が1筆、どちらも耕作されていないということで、現況は宅地と公衆用道路です。

会 長	これについて関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	逸見会長に代わり説明させていただきます。5月10日、逸見会長、三輪委員と3人で現地を確認しております。場所は国道180号の幸田という所でございます、矢茂橋から200mほど行った左側の場所です。現地は電柱置き場、資材置場という格好で、雑種地として確認をいたしました。
会 長	2番をお願いします。
小西委員	5月9日に現地を確認しました。場所は県道菅生上熊谷線の菅生市民センターから200mほど西谷方面へ行って、千屋の阿福の方へ300mほど上がった所にあります。事務局の説明のとおり道路となっているのを確認しました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	ここにある「平成14年頃から耕作されておらず宅地になっている」、耕作していなかったら宅地になるのですか。無断転用ですか。
小川局長	すみません、ここは表記がおかしいです。現況地目としては宅地ということで、「耕作されておらず」というのが理由で宅地になっているわけではございません。
会 長	住居ですか、倉庫ですか。
小西委員	住宅です。
後藤委員	住宅が建っているということは、完全に無断転用。200㎡以下の農業用倉庫でなくて、平成14年に住宅が建っているということは、完全に無断転用。
溝尾委員	(地目変更の)登記をしていないだけで、農地転用の許可を以前に出してそのままという状態ではないんですか。
小川局長	後で確認します。

谷川内委員	「公衆用道路となっている」のは、個人名義の土地が公衆用道路になっているのですか。これもついでに確認してください。寄付をされたのか、個人の土地を公衆用道路にしているのか。
小川局長	それにつきましては、寄付をして登記ができていないという状況です。市道の用地ということです。
会 長	宅地の筆については、調査して報告いたします。 他にご意見ご質問ございませんか。 議案第25号の2番については、調査結果が出るまで保留にいたしますか。
久保木委員	保留にしてください。
会 長	それでは議案第25号の1番について賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	2番については、次回にいたします。 ここで10分間休憩とします。 ～ 休憩 ～ (午前10:25～午前10:35)
会 長	時間がまいりましたので再開致します。 その前に議案第22号の3番の残地についての質問がありましたが、これについて地区委員が答弁をいたします。
奥山委員	先程の議案第22号の3番の、残りの面積はどうなっているのかの質問に対してですが、譲渡人に連絡をとって聞いてみたら、だいぶ昔に耕作をしてくれる人を探したそうなのですが、その時に見つからずにそのまま今日まで来てしまって、現在は荒れ果ててしまったということだそうです。
会 長	それでは報告事項に入ります。 農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	農地法施行規則第29条の届が2件です。 1番、申請地は法曾、畑2筆です。目的は育成牛舎1棟を建設するというもので、申請地周辺で新たに牛の放牧を行うためのものです。

	<p>2番、申請地は千屋花見の現況地目田、こちらも牛の増頭のため、牛舎を増築するものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明をお願いします。</p>
藤澤委員	<p>5月10日、逸見会長、三輪委員、私と申請人の4人で現地を確認しております。場所は法曾の●●寺から北へ約500m行った所で、以前にも届のあった出産施設のすぐ上の所にあります。今度は子牛の育成をすることで問題はないと思います。</p>
山本委員	<p>確認を5月8日に小田委員としています。場所は花見の一番上流の美しい森の方へ500m程入った所で、現在は牧草を植えられています。問題はないと思います。</p>
会 長	<p>続きまして法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>法務局照会は2件出ております。</p> <p>1番、豊永赤馬、台帳地目畑、現況地目原野、昭和の頃から耕作しておらず、原野の状態となっている、ということです。</p> <p>2番、神郷油野、台帳地目田、現況地目山林、長年耕作しておらず、山林となっているというものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より確認の報告をお願いします。</p>
清原委員	<p>現地確認を4月8日に藤本委員、長岡委員と3名で確認いたしました。場所は、土橋から下りたら大佐へ抜ける農道の入り口があります。それから大佐の方へ向けて行きますと、紙屋地区、赤馬地区があり、赤馬地区の離れ際です。今申請人は新見の方へ出ておられます。右側へ30m程入った所へ古い旧家があるんですけど、お墓があるすぐ右で、物が作れるような場所じゃありません。山が生い茂っております。原野ということで認めております。</p>
会 長	<p>続いて2番をお願いします。</p>
大原委員	<p>確認日は4月17日、仲田委員、井上委員と3名で行っております。場所は新見日南線、笹尾大橋から西へ1km程入った所です。現況のとおり山林を確認してまいりました。</p>
会 長	<p>続いて農地改良期間変更届について事務局の説明をお願いします。</p>

西川主査	農地改良期間変更届が1件出ております。 坂本地内、第4条による農地改良で、平成30年4月30日までの予定でしたが、工事の遅れの為、平成31年4月30日までの変更届が出ています。
会 長	この件について関係地区委員より、報告をお願いします。
真壁委員	このとおりです。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	完了届が2件出ています。 唐松地内、29条による農道の整備、 上熊谷地内、29条による農道の整備、以上です。
会 長	この件について関係地区委員より確認日と補足説明がございましたらお願いします。
藤澤委員	5月10日に3人で現地を確認しました。申請通りできております。
小西委員	5月9日、谷岡委員と確認しました。申請通りできておりました。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。 事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
会 長	続いてその他ですが事務局からお願いします。
藤井次長	次回の総会ですが、6月15日金曜日午前9時30分から場所はこちらの南庁舎の1Cです。7月は13日金曜日午前9時30分からで、8月は8月10日金曜日午前9時30分からこの会場で行う予定です。
西川主査	(農地部会、農政部会、調整会議の開催について)
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はありませんか。
後藤委員	(議事録署名について)

会 長	それでは、谷岡代理が欠席なので、私が閉会の挨拶を致します。 (閉会挨拶)
-----	---

(閉会時刻 午前10時50分)